

取組活動対応表

1 農地維持活動

活動項目		取組	取組番号			
地域資源の基礎的な保全活動	点検	農用地	遊休農地等の発生状況の把握	1		
		施設(水路・農道・ため池)	施設の点検	2		
	年度活動計画の策定		年度活動計画の策定	3		
	実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保安全管理	遊休農地発生防止のための保安全管理	4	
			畦畔・農用地法面・防風林等の保安全管理	畦畔・農用地法面等の草刈り	5	
				防風林の枝払い・下草の草刈り	6	
			施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理	7	
				防風ネットの適正管理	8	
			異常気象時の対応	異常気象後の見回り	9	
				異常気象後の応急措置	10	
			水路	水路の草刈り	水路の草刈り	11
					ポンプ場、調整施設等の草刈り	12
				水路の泥上げ	水路の泥上げ	13
		ポンプ吸水槽等の泥上げ			14	
		施設の適正管理		かんがい期前の注油	15	
				ゲート類等の保守管理	16	
				遮光施設の適正管理	17	
		異常気象時の対応		異常気象後の見回り	18	
				異常気象後の応急措置	19	
		農道	路肩・法面の草刈り	路肩・法面の草刈り	20	
			側溝の泥上げ	側溝の泥上げ	21	
			施設の適正管理	路面の維持	22	
			異常気象時の対応	異常気象後の見回り	23	
	異常気象後の応急措置			24		
	ため池	ため池の草刈り	ため池の草刈り	25		
		ため池の泥上げ	ため池の泥上げ	26		
		附帯施設の適正管理	かんがい期前の施設の清掃・防塵	27		
			管理道路の管理	28		
			遮光施設の適正管理	29		
			ゲートの保類守管理	30		
		異常気象時の対応	異常気象後の見回り	31		
			異常気象後の応急措置	32		
	事務・組織運営等の研修		活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	33		
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動		農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	34			
		農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	35			
		不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	36			
		地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	37			
		地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	38			
		有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	39			

2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

活動項目		取組	取組番号			
施設 の 軽 微 な 補 修	機能診断・計 画策定	農用地	施設の機能診断	101		
			診断結果の記録管理	102		
		施設(水路・農道・ため池)	施設の機能診断	103		
			診断結果の記録管理	104		
	年度活動計画の策定		年度活動計画の策定	105		
	実践活動	農用地	畦畔・農用地法面等の補修等	畦畔の再構築	106	
				農用地法面の初期補修	107	
				農用地進入路の適正管理	108	
			施設の補修等	暗渠施設の清掃	109	
				農用地の除れき	110	
				鳥獣害防護柵の補修・設置	111	
				防風ネットの補修	112	
				きめ細やかな雑草対策	113	
				きめ細やかな遊休農地発生防止のための保安全管理	114	
				牧柵の補修・設置	115	
				雑用水施設(牛馬の水飲み場)の補修・設置	116	
				水路	水路の補修等	水路側壁のはらみ修正
			目地詰め			118
			表面劣化に対するコーティング等			119
			不同沈下に対する早期対応			120
			側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修			121
		水路に付着した藻等の除去	122			
		水路法面の初期補修	123			
		破損施設の補修	124			
		きめ細やかな雑草対策	125			
		パイプラインの破損施設の補修	126			
		パイプ内の清掃	127			
配水操作		128				
農道		附帯施設の補修等	給水栓ボックス基礎部の補強	129		
			破損施設の補修	130		
			給水栓に対する凍結防止対策	131		
			空気弁等への腐食防止剤の塗布等	132		
			遮光施設の補修等	133		
			安全施設の補修等	134		
ため池		農道の補修等	路肩、法面の初期補修	135		
			軌道等の運搬施設の維持補修	136		
			破損施設の補修	137		
			きめ細やかな雑草対策	138		
		附帯施設の補修等	側溝の目地詰め	139		
			側溝の不同沈下への早期対応	140		
			側溝の裏込材の充填	141		
			破損施設の補修	142		
			安全施設の補修等	143		
			遮水シートの補修	144		
堤体の補修等		コンクリート構造物の目地詰め	145			
		コンクリート構造物の表面劣化への対応	146			
		堤体侵食の早期補修	147			
	破損施設の補修	148				
	きめ細やかな雑草対策	149				
	破損施設の補修	150				
	遮光施設の補修等	151				
	安全施設の補修等	152				
機能診断・補修技術等の研修	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修		153			
	老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修		154			
	農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修		155			

活動項目		取組	取組番号	
農村環境保全活動	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	156
		水質保全	水質保全計画の策定	157
			農地の保全に係る計画の策定	158
		景観形成・生活環境保全	景観形成・生活環境保全計画の策定	159
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	160
			地下水かん養に係る地域計画の策定	161
	資源循環	資源循環に係る地域計画の策定	162	
	啓発・普及	広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)	163	
		啓発活動(有識者の指導、勉強会等)	164	
		地域住民等との交流活動	165	
		学校教育等との連携	166	
		行政機関等との連携	167	
		地域内の規制等の取り決め	168	
	実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	169
			生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	170
			水田を活用した生息環境の提供	171
			生物の生活史を考慮した適正管理	172
			放流・植栽を通じた在来生物の育成	173
			外来種の駆除	174
			希少種の監視	175
		水質保全	水質保全を考慮した施設の適正管理	176
			水田からの排水(濁水)管理	177
			循環かんがいの実施	178
			非かんがい期における通水	179
			水質モニタリングの実施・記録管理	180
			排水路沿いの林地帯等の適正管理	181
			沈砂池の適正管理	182
土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理			183	
管理作業の省力化による水資源の保全		184		
景観形成・生活環境保全		農業用水の地域用水としての利用・管理	185	
		景観形成のための施設への植栽等	186	
		農用地等を活用した景観形成活動	187	
		伝統的施設や農法の保全・実施	188	
		農用地から風塵の防止活動	189	
		施設等の定期的な巡回点検・清掃	190	
水田貯留機能増進・地下水かん養		水田の貯留機能向上活動	191	
		水田の地下水かん養機能向上活動	192	
		水源かん養林の保全	193	
資源循環		地域資源の活用・資源循環のための活動	194	
多面的機能の増進を図る活動		遊休農地の有効活用	195	
	農地周りの共同活動の強化	196		
	地域住民による直営施工	197		
	防災・減災力の強化	198		
	農村環境保全活動の幅広い展開	199		
	医療・福祉との連携	200		
	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	201		
	多様な主体の参画を促進するための活動	広報活動	202	

島根県地域活動指針

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件	
活動項目	取組番号	取組				
点検・活動計画策定	点検	1	【農用地】 <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	・遊休農地の発生状況を確認し、図面等に1筆単位で記録します。発生がなければ旨を記載します。	活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を 毎年度実施 する。
			【水路(開水路、パイプライン)】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。	・水路や取水・排水施設、ポンプ場などの土砂やゴミの堆積状況について現地確認し、記録します。 ・パイプラインの吸水層、貯水槽などの泥やゴミの堆積状況を現地確認し、記録します。	
		2	【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。	・路面状況、側溝の泥やゴミの堆積状況等を現地確認し記録します。	
		【ため池(管理道路含む)】 <input type="checkbox"/> 施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。	・ゴミや泥の堆積状況、堤体や貯水面、斜樋、底樋、余水吐、管理道路などの状況について現地確認し、記録します。		
	年度活動計画の策定	3	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	・点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	・点検結果を踏まえ当該年度に実施する各施設毎の草刈り、泥上げ等について時期、箇所、内容、役割分担等の計画を立てます。	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を 毎年度策定 する。

地域活動指針				活動内容	具体的な活動例	活動要件	
活動項目	取組番号	取組					
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	<ul style="list-style-type: none"> 農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定農用地内に雑草が繁茂し遊休農地にならないよう草刈りや害虫駆除を行い農地を保全管理します。 	<p>活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</p>
		畦畔・農用地法面・防風林等の保全管理	5	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の維持や病虫害発生低減等のために畦畔・農地法面やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈り取った草は農作業や通行の支障にならないよう、適正に処理しておきます。草刈りは、雑草の草丈が高くなると草刈機に絡みやすくなるなど作業効率が落ちるため草丈の低い時期に行います。水田側から畦畔中央部に向かって草を刈ると刈り草が水田に落ちるのを防ぐことが出来ます。 	
			6	<input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。また、ほ場隣接の防風林において倒木や倒木の恐れのある樹木がある場合は、必要に応じて伐倒、駆除や新たな植栽、育樹を適切に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 枝払いや剪定等を行う場合は、樹高と側枝の調整を図り、その後の伸長により、防風機能が必要な時期に理想的な密閉度を確保することが大切です。 病虫害の発生を低減するために必要に応じて下草の草刈り等を行うことも大切です。 	
		施設の適正管理	7	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置されている鳥獣害防護柵の下草刈りや倒木処理を行い、破損箇所がある場合は修繕を行いません。 	
			8	<input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置されている防風ネットの周辺の下草刈りや破損箇所の修繕を行なうとともに未使用時には取り外すようにします。また、ネットの取り付け部分には力がかかるため、適正な取付金具を使用します。 	
		異常気象時の対応	9	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等異常気象後に水田内にごみ等が流れていたり、排水口がふさがれていないか、畦畔や法面が崩れていないかなどについて見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管しておきます。 	
			10	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> 異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 見回りの結果、畦畔や法面等が崩れるなど支障が生じている場合、必要に応じて応急措置を行いません。 	

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
実践活動	水路の草刈り	11	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り	・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・病虫害発生低減等のために、水路法面やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈った草が水路に落ちたり、農作業、通行の支障や地域住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。
		12	<input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・通水能力の維持や病虫害発生低減等のために、ポンプ場・調整池やその周辺部の草刈りや除草を行い、刈った草が調整池に落ちたり、農作業、通行の支障や地域住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。
	水路の泥上げ	13	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・水路の通水機能を維持するために堆積している土砂などの泥上げ作業を行いません。泥上げた土砂は農作業や通行の支障にならないよう適切に処理します。また、決められた集積場所に処理をする場合でも地域住民に迷惑がかからないようにしておきます。
		14	<input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ	・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	・ポンプ機能を維持するため吸水層などに溜まった土砂などの泥上げ作業を行いません。泥上げた土砂は農作業や通行の支障にならないよう適切に処理します。また、決められた集積場所に処理をする場合でも地域住民に迷惑がかからないようにしておきます。
	施設の適正管理	15	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	・かんがい期前に制水弁などについて定期的な注油(グリース等)を行いません。
		16	<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	・ゲート・水門などがある場合、腐食や劣化を防ぐために再塗装や必要な修理を行い、長持ちさせます。また、非かんがい期にはゲートを取り外して屋内に保管したり、ビニールなどで被覆したりするのも有効な方法です。
		17	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等の恐れがある場合には、必要に応じて遮光施設を設けたり、遮光施設の簡易補修を行いません。

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件		
活動項目	取組番号	取組					
実践活動	水路 (開水路・パイプライン)	異常気象時の対応	18 <input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<p>・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。</p> <p>・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設(ポンプ場、調整施設等)の見回りを行い、施設状況を把握すること。</p>	<p>・洪水等異常気象後に水路やゲートに流木やゴミが流れて詰まったりしていないか、取水口へ土砂が堆積して取水を阻害していないか、水路の法面が崩れていないか、などについて見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管します。</p>		
			19 <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	<p>・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</p> <p>・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</p>	<p>・見回りの結果、水路の埋塞や破損、法面崩壊など支障が生じている場合、必要に応じて応急処置を行いません。</p>		
	農道	路肩・法面の草刈り	20 <input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り	<p>・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p>	<p>・病虫害発生低減等のために、農道の路肩や法面の草刈りや除草を行い、刈った草が農作業・通行の支障や地域住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。</p>		
			21 <input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ	<p>・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p>	<p>・農道の側溝の通水機能を維持するために、堆積した土砂の泥上げを行いません。泥上げた土砂は農作業や通行の支障にならないように適切に処理します。また、決められた集積場所に処理する場合でも、地域に迷惑がかからないようにしておきます。</p>		
			22 <input type="checkbox"/> 路面の維持	<p>・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。</p>	<p>・活動計画に位置付けた農道の路面に雨水がたまったり、通行の障害になるような凹凸が生じている場合は、砂利の補充を行う等の対策により、適切に保全管理します。</p>		
			異常気象時の対応	23 <input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<p>・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。</p>	<p>・洪水等異常気象後に側溝に土砂やゴミが流れて詰まったりしていないか、溜りへ土砂が堆積して排水を阻害していないか、道路法面や山際法面が崩れていないかなどについて見回りを行い、状況を把握します。記録は、保管します。</p>	
				24 <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	<p>・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</p>	<p>・見回りの結果、側溝の土砂堆積や破損、法面崩壊など支障が生じている場合、必要に応じて応急処置を行いません。</p>	

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件	
活動項目	取組番号	取組				
実践活動	ため池(管理道路含む) 附帯施設の適正管理	ため池の草刈り	25	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り	<p>・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p>	<p>・病害虫発生低減のために、ため池やその周りで草刈りや除草を行い、刈った草が池に落ちたり、農作業・通行の支障や地域住民の迷惑にならないよう適切に処理しておきます。</p>
		ため池の泥上げ	26	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ	<p>・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</p>	<p>・ため池の貯水機能を維持するために堆積している土砂などの泥上げ作業を行ないます。泥上げた土砂は、水切り等を行ってから、農作業や通行の支障にならないよう適切に処理します。また、決められた集積場所に処理する場合でも地域住民に迷惑がかからないようにしておきます。</p>
		附帯施設の適正管理	27	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・防塵	<p>・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。</p>	<p>・かんがい期前に余水吐や斜樋、底樋などの施設を清掃、泥取りし、貯水や配水する機能を保全します。</p>
			28	<input type="checkbox"/> 管理道路の管理	<p>・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。</p>	<p>・管理道路の通行機能を維持するために、草刈りや側溝の泥上げ、路面の補修などを行ないます。</p>
			29	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	<p>・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</p>	<p>・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等の恐れがある場合には、必要に応じて遮光施設を設けたり、遮光施設の簡易補修を行ないます。</p>
			30	<input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理	<p>・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。</p>	<p>・斜樋・底樋のゲートやバルブ類については、腐食や劣化を防ぐために補修塗装や必要な修理を行い、長持ちさせます。また、非かんがい期にはバルブなどを取り外して屋内に保管したり、ビニールなどで被覆したりするのも有効な方法です。</p>
		異常気象時の対応	31	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<p>・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。</p>	<p>・洪水等異常気象後に、堤体の漏水・沈下・ひび割れ状況や周辺の法面の崩れ、施設の破損状況、倒木等の流入状況などについて見回りを行い、状況を把握します。特に、地震後には入念な点検・確認が必要です。記録は、保管します。</p>
			32	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	<p>・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</p>	<p>・見回りの結果、堤体・取水施設の破損や周辺法面が崩れるなど支障が生じている場合、必要に応じて応急処置を行ないます。</p>

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
研修	事務・組織運営等の研修	33 □活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会等が開催する各種の研修会に参加し、研修会で習得した内容を構成員に伝え、組織運営の円滑化を図ります。 集落のリーダーや知識や経験を持つ人を講師として、参加者の役割、経験や集落環境に応じた段階的な研修会や実習を開催します。 	事務・組織運営等に関する研修について、活動期間内に1回以上受講する。

(2) 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域活動指針			活動内容	具体的な活動例	活動要件
活動項目	取組番号	取組			
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動	34	□農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 構造変化に対応した保安全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。 地域農業の将来像を話し合い、農地や水路等の地域資源の「①保安全管理の目標」を定め、これを踏まえ地域ぐるみで取組んでいくべき「②保安全管理の内容」とその「③取組方向」を定めたうえで具体的な行動として「④取組内容」を定め、実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をテーマとした検討会や話し合いを行います。 	該当する取組を選択し、 毎年度実施 する。
	35	□農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をテーマにして各自の考え方の調査や聞き取り、施設等の現地調査、確認等を行います。 	
	36	□不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査		<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をもとに不在となっている地主への連絡体制や不在地主の意志確認等を行います。 	
	37	□地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催		<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに近隣住民等との意見交換等を行います。 	
	38	□地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査		<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに地域住民等への意向調査やアンケートを行います。 	
	39	□有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	<ul style="list-style-type: none"> 定めた「①保安全管理の目標」、「②保安全管理の内容」、「③取組方向」をテーマに有識者等を講師とした研修会や検討会を行います。 		

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1) 施設の軽微な補修

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
機能診断・ 計画策定	機能診断	101	【農用地】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地路面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、牧柵等の状況確認を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地路面に侵食や水みちがあるかなど目視で確認します。 畦畔が崩れていないか、低くなっていないか、漏水していないかを確認します。 鳥獣害防護柵、防風ネットが破損していないか、機能を果たしているかなどを確認し、被害の発生状況から新たな施設の設置が必要かどうか確認します。 	活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、 施設の機能診断 、診断結果の記録管理を 毎年実施 する。
		102	【農用地】 □診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。 	
		103	【水路(開水路・パイプライン)】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等)を行うこと。 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(給水栓ボックスの基礎部の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等)を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 水路の目地が緩んでいないか不同沈下を起こしていないか、表面劣化していないか、土砂が堆積していないかなど確認します。 側壁背面に土壌侵食により空洞が生じていないかはらみがないかについて確認します。側壁背面の侵食状況を打音により診断する場合は、水路側壁等をハンマーで叩き、周囲と異なった音がしないかどうか確認します。 水路に付着する藻の発生等開水路の通水に関して障害がないかなど通水試験などを行い確認します。 ゲート施設の破損がないか、通水に支障がないかなど確認します。 パイプラインの管の継ぎ目から漏水がないか、地中埋設区間では地表に水がしみだしていないかなど確認します。 給水栓ボックスの周囲が洗掘されてむき出しになっていないかなど確認します。 揚水機や建屋に損傷がないかなど確認します。 ファームポンド、遮光施設に損傷がないかなど確認します。 	
		104	【水路(開水路・パイプライン)】 □診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。 	
		103	【農道】 □施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、安全施設の状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装面のひび割れや穴、くぼみの有無、法面や路肩の亀裂、崩れや侵食がないかなど確認します。 U字溝等の側溝本体部分にひび割れや欠け、不同沈下、破損や劣化等が生じていないか確認します。 側溝の目地の欠け、裏込めに空洞が生じていないかポール等で突いて確認します。 防護柵や照明設備、道路反射鏡の破損等、車両や歩行者に支障がないか安全かどうかなど確認します。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
機能診断・ 計画策定	機能診断	104 【農道】 □診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。		
		103 【ため池 (管理道路含む)】 □施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、安全施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。	・ため池の管理、運用スケジュールに合わせて水位が低下する時期に遮水シート、コンクリート構造物の目地のひび割れや劣化がないかなどを確認します。 ・堤体法面に侵食がないかなどを確認します。		
		104 【ため池 (管理道路含む)】 □診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	・機能診断の結果や必要事項を記録しておきます。		
	年度活動計画の 策定	105 □年度活動計画の策定	・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	・活動計画に位置付けた施設の機能診断結果等に基づいて今年度実施する活動の時期、範囲、内容、分担などを具体的に計画します。		機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を 毎年度策定 する。
実践活動	農用地	畦畔・農用地法面等	106 □畦畔の再構築	・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔(土、コンクリート問わず)の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。	・土羽の場合は、地盤によくなじむようにできる限り現場の土を使用し、盛土等により本来の高さや幅に形状を回復させます。 ・コンクリートの場合は、現場の土に普通セメント土壌凝固剤、水を加えて土壌モルタルを作り畦塗り機等を利用して畦畔を被覆する方法があります。	活動計画に位置付けた農用地及び水路等の施設について、畦畔の再構築、水路側壁のはらみ修正等、 必要な取組を毎年度実施 する。
			107 □農用地法面の初期補修	・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するか判断します。 ・土を補充し締め固める場合は、水路から泥上げした土砂も使用できるので、安全を確保しつつ侵食部分を整形し、補充用の土と混合する等盛り土が地盤によくなじむようにします。	
		108 □農用地進入路の適正管理	・農道等から農用地への進入路を適正に維持管理し、必要に応じて修繕・機能回復対策を行い、機能確保を図ること。	・農道等と農地を繋ぐ進入路の草刈りや簡易補修などを行い、進入路としての機能確保を図ります。		
	施設	109 □暗渠施設の清掃	・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。	・高圧水を用いた洗浄装置の使用や、一旦水甲を閉じて暗渠排水管を満水にしたあとで水甲を全快にし水流の勢いで管内の土砂等を排出するなどの清掃方法があります。		
		110 □農用地の除れき	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。	・除去する際に支障となる草木の茎やビニール等の目視で確認できるものを拾い集めた後でトラクター等で耕耘し、土中に埋まっている石れきを掘り起こし取り除きます。		

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
実践活動	農用地 施設	111	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。	・対象とする動物により防護柵等の管理方法に違いがありますが、春先の動物の活動が活発になる前や収穫期前等に機能診断の結果に基づき損傷個所の補修、設置を行うとともに、適宜点検を実施し、草刈り等を行う必要があります。
		112	<input type="checkbox"/> 防風ネットの補修	・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。	・春先の作業が始まる前に機能診断の結果に基づき必要な補修や設置を行います。また、下草刈りを行い未使用時にはできるだけ取り外して収納しておくことが必要です。
		113	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、「牛、山羊、羊等の動物(畜産放牧のものを除く)を活用した除草」又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	・気象条件等により回数は異なりますが、草の伸びが大きい夏場を中心に草刈り機や鎌を用いて定期的に草刈りを実施します。 ・カバープランツやハーブなどを植栽、植生し被覆することで他の雑草防止、土壌浸食防止、病害虫発生防止することが可能となり、草刈の軽減にもつながります。 ・山羊、羊等の草食を利用するのも一つの方法です。
		114	<input type="checkbox"/> きめ細やかな遊休農地発生防止のための保全管理	・遊休農地の発生を抑制するため、経年変化等で沈下が生じている田面の不陸整正や石れきの除去を行うこと。また、ほ場法面や隣接山地からの湧水进行处理するため、溝切り、落水工、湧水処理暗渠等を設置し、農地を適切に維持・保全すること。	・経年的変化で田面が大きく沈下している箇所の修復を行うため、賄い土の搬入、敷き均しや重機による不陸整正を行います。山際からの湧水が見られる場合は、必要に応じて溝切りや落水工、湧水処理暗渠等を設置したりして田の機能を改善します。
		115	<input type="checkbox"/> 牧柵の補修・設置	・牧柵の補修又は設置により、農用地の適切な管理を行うこと。	・必要に応じて、牧柵の補修や設置を行い、農用地の適切な保全管理を行います。
		116	<input type="checkbox"/> 雑用水施設(牛馬の水飲み場)の補修・設置	・共同で設置、管理している雑用水施設(牛馬の水飲み場)の補修又は設置により農用地の適切な管理を行うこと。	・必要に応じて、雑用水施設の補修又は設置を行います。
		水路	117	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正	・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
実践活動	水路	水路	118 <input type="checkbox"/> 目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	・補修作業は、隙間に補修材を注入したり、ヘラ等で埋め込むことにより行います。普通目地にはモルタルやセメントミルク等のセメント系補修材やシリコン樹脂系の補修材を用います。	
			119 <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等	・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	・補修箇所付近のコケや汚れを洗浄し、コンクリートと補修材料の付着性を上げるため専用のプライマーを補修箇所に塗布し、ポリマーセメントモルタルを左官ごてで補修箇所に塗り付けます。ポリマーセメントモルタルが硬化するまで必要時間養生します。	
			120 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応	・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	・U字溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。	
			121 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	・吸い出し経路が目地部に生じた隙間であれば目地詰めを行います。その他の隙間であればモルタル等で隙間を塞ぎます。また、吸出し防止シート等を設置することで土砂の移動を遮断します。 ・吸い出し経路の遮断が適切に行える場合は、元の土砂を裏込め材として用います。	
			122 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	・必要性を判断し、必要性があれば水生植物が繁茂する時期に水路内の藻等を鎌や平スコップを使用して取り除きます。また、落水後等の水のない時期に水路の泥上げと同時にを行うのも有効的です。	
			123 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、砕石、土のう等を用いて補修するか判断します。 ・土を補充して締め固める場合は、安全を確保し侵食部分を整形し、補充用の土として水路から上げた土砂を利用するなど盛土が元の地盤とよくなじむようにします。	
			124 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	・U字溝などの水路施設や取水堰、水路蓋などの付属施設が破損したり、老朽化して機能が低下している場合、新しいものに取り替えたり、セメントなどで補強したりして、施設を長持ちさせます。 ・U字溝や暗渠、コンクリート構造物のひび割れ部分は、モルタルやセメントミルク、シリコン樹脂系補修材を塗り込んで塞ぎます。欠けている場合は固く練ったモルタルで元の形を復元します。大きく壊れている部分は、ベニヤ板や杉板等で型枠を作りコンクリートやモルタルを流し込みます。	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
実践活動	水路	125	□きめ細やかな雑草対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌や草刈り機による定期的な草刈りを行います。 ・カバープランツ(芝など被覆により雑草の育成を抑制するもの)の植栽を行います。 ・雑草をネットで被覆することにより雑草の生育を抑制します。 ・地上部のみを枯死させる特殊な薬剤を使用して除草します。 	
		126	□パイプラインの破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象組織による補修が可能な施設として、パイプラインの管体・継手(埋没部以外)、バルブ(空気弁、給水栓等)、ポンプ等があげられます。 ・漏水箇所の止水、部品の交換を行います。 	
		127	□パイプ内の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泥工が設置されている場合は、年に1回程度、排泥弁を開けて排泥室に溜まった土砂を除去します。 ・給水源の流量を十分に確保し、各給水弁、排泥弁を全開にしたうえで急激に多量の水を流下させることで堆砂や管内の付着物を剥離できる場合があります。 	
		128	□配水操作	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいた配水操作を行い、公平で効率的な水利用に努めます。 	
	129	□給水栓ボックス基礎部の補強	<ul style="list-style-type: none"> ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗掘により、給水栓ボックス下に空洞が生じた場合や給水栓ボックスが傾いている場合は、給水栓ボックス下を周辺の土によって埋め戻し、給水栓ボックスの傾きを修正します。 		
	附帯施設					

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
実践活動	水路	附帯施設	130 □破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。また、必要に応じ、取水施設(取水樋門や取水井戸、取水ポンプ、導流堤等)や排水施設(排水樋門や排水ポンプ等)の修繕・機能回復対策を行い、農業用排水の安定的な利用を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 分土工や堰、水路の柵や手すり、階段等が破損したり、錆等で傷みが激しい箇所には鋼材や角材を用いて補修・補強したり新しいものに取り替えます。また、取水井戸や導流堤、ポンプ施設などの取水・排水施設の機能を保全するため、堆積土砂の撤去や築堤、スクリーンや劣化した部品の交換などを行うとともに、必要に応じてスクリーンや沈砂池、導流堤などを設け、水路の安定した取水・排水機能を維持・保全します。 U字溝等を覆うコンクリート製蓋やグレーチング(鋼板製、ステンレス製の溝蓋)が破損したり、傷みが激しい箇所は新しいものに取り替えます。 	
			131 □給水栓に対する凍結防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、用水を使用しない場合には吐泥口等から水を抜くこと。又は給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓は、市販の保温材(発砲スチロールやポリエチレン筒)をビニールテープで隙間なく巻き付けるか給水栓ボックスでは、靱殻等を敷き詰めて保温します。毛布や厚手の布を使用する場合は、ひもでしっかり縛ってからビニールテープを巻きます。これらの対策は秋の収穫後から初冬に行います。 	
			132 □空気弁等への腐食防止剤の塗布等	<ul style="list-style-type: none"> 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 腐食を起りにくくするためには通気性を確保する等、湿気の溜まりにくい状態にすることが重要であり、塗料による塗装が有効的な方法です。 	
			133 □遮光施設の補修等	<ul style="list-style-type: none"> アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮光施設の紫外線による劣化や風による破損等については必要に応じて補修したり、固定状況等の確認を行います。 	
			134 □安全施設の補修等	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、転落事故などの危険が予見される箇所に、必要に応じて柵や水路蓋(ボックス蓋含む)、警告看板等を設け、地域の安全を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設は、修繕が急がれるものです。水路やボックス周りで転落事故の危険が予見される箇所には、必要に応じて柵や水路蓋を設置したり、警告看板を設けたりして、地域の安全を確保すること重要です。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
実践活動	農道	135	□路肩、法面の初期補修	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水みちの状態や法面の侵食状況から土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修するか判断します。 ・土を補充し締め固める場合は、安全を確保しつつ侵食部分を整形し補充用の土と混合するなど盛土が地盤によくなじむようにします。また、これまで侵食が発生したような場所は地盤との隙間ができないように土嚢などを用いて補強します。
		136	□軌道等の運搬施設の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容を検討するためレールや支柱を固定する部分の各部材の錆の発生状況を目視によって把握し、ハンマー等を用いた打音によって錆の発生が表面のみなのか内部まで進行していないかを詳細に点検します。 ・状況によって防錆材を含む錆止め塗料を塗ったり、埋め戻しや周辺の土をしっかりと踏み固め支柱をしっかりと固定します。
		137	□破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に穴や窪みができているときは、アスファルト合材やコンクリート、モルタルで塞ぎます。ひび割れは、アスファルト舗装であればアスファルト乳剤系の補修材等をコンクリート舗装であればモルタルやセメントミルクを塗り込んで塞ぎます。
		138	□きめ細やかな雑草対策	<ul style="list-style-type: none"> ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌や草刈り機による定期的な草刈りを行います。 ・カバープランツ(芝など被覆により雑草の育成を抑制するもの)の植栽を行います。 ・雑草をネットで被覆することにより雑草の生育を抑制します。 ・地上部のみを枯死させる特殊な薬剤を使用して除草します。
		139	□側溝の目地詰め	<ul style="list-style-type: none"> ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修作業は、隙間に補修材を注入したり、ヘラ等で埋め込むことにより行います。普通目地にはモルタルやセメントミルク等のセメント系補修材やシリコン樹脂系の補修材を用います。
	140	□側溝の不同沈下への早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。 	
	139	□側溝の不同沈下への早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。 	
	140	□側溝の不同沈下への早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。 	
	139	□側溝の不同沈下への早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。 	
	140	□側溝の不同沈下への早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝等が不同沈下している場合は、不同沈下部分の水路敷きに土を充填し、締め固めるなどの補修を行います。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
実践活動	農道	附帯施設	141 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填	<ul style="list-style-type: none"> 側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 吸い出し経路が目地部に生じた隙間であれば目地詰めを行います。その他の隙間であればモルタル等で隙間を塞ぎます。また、吸出し防止シート等を設置することで土砂の移動を遮断します。 吸い出し経路の遮断が適切に行える場合は、元の土砂を裏込め材として用います。
			142 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 農道取り付けの農地進入路や回転場など周辺施設も十分点検し、破損箇所や老朽化施設を修繕・補修し、農道の機能を維持保全します。 コンクリート構造物のひび割れ部分は、シーリング材等を塗布する被覆工法や、U字状にひび割れ部分をカットしシーリング材を充填するU字カット工法等が考えられます。 部分的欠損はモルタルを塗り込む補修や型枠を設置してコンクリートを流し込む補修が考えられます。 側溝において破損が著しいものは部分的に布設替えることも考えられます。
			143 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修等	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、危険が予見される箇所や視距が悪い箇所に、必要に応じて柵や反射鏡、キングライト、警告看板等を設置したり、視距確保のための伐採等を行い、地域の安全を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設は、修繕が急がれるものです。事故などの危険が予見される箇所で見通しをよくするための樹木の伐採や防草対策を行ったり、防護柵、反射板や警告看板を設けたりして、地域の安全を確保すること重要です。
	ため池	堤体	144 <input type="checkbox"/> 遮水シートの補修	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの損傷部分を露出し補修箇所の汚れを取り、十分乾燥させ、使用している遮水シートと同一の材質の補修シートを接合します。
			145 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 補修作業は、隙間に補修材を注入したり、ヘラ等で埋め込むことにより行います。普通目地にはモルタルやセメントミルク等のセメント系補修材やシリコン樹脂系の補修材を用います。
			146 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 補修箇所付近のコケや汚れを高圧洗浄するかデッキブラシ等で洗浄します。コンクリートと補修材料の付着性を上げるために専用のプライマーを補修個所に塗布し、ポリマーセメントモルタルを左官ごてで補修箇所に塗り付け、硬化するまで必要時間養生します。

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
実践活動	ため池	堤体	147 □堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。	・補修を行う堤体法面に土嚢を敷き並べ計画した堤体断面を作ります。法面の勾配によっては土嚢がずり落ちることのないよう木杭等を堤体に打ち込み土嚢を固定します。
			148 □破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	・堤体法面や水路等のコンクリートにひび割れが生じている場合は固く練ったモルタルやセメントミルクを隙間に練りこみ塞ぎます。コンクリート片がブロック本体から浮いている場合は、コンクリート片を取り除き、コンクリートやモルタルを流し込んで元のコンクリートブロックの形状を復元します。
			149 □きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	・鎌や草刈り機による定期的な草刈りを行います。 ・カバープランツ(芝など被覆により雑草の育成を抑制するもの)の植栽を行います。 ・雑草をネットで被覆することにより雑草の生育を抑制します。 ・地上部のみを枯死させる特殊な薬剤を使用して除草します。
	附帯施設		150 □破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	・管理道路や法止め擁壁など附帯施設も十分点検し、破損やひび割れ、老朽化した箇所を修繕・補修したり、必要に応じて作業階段工などを設けたりして、農業用水の安定確保に努めます。 ・取水施設のコンクリート部分が欠けている場合は、ベニヤ板や杉板等で型枠を作り、コンクリートを流し込みます。ひび割れについては、固く練ったモルタルやセメントミルクを隙間に練りこみ塞ぎます。 ・洪水吐の欠損部分の穴は、コンクリートやモルタルで塞ぎます。
			151 □遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	・遮光施設の紫外線による劣化や風による破損等については必要に応じて補修したり、固定状況等の確認を行います。
			152 □安全施設の補修等	・危険箇所に設置されている安全施設の破損・老朽化箇所の補修を行うこと。また、転落事故などの危険が予見される箇所には、必要に応じて柵や水路蓋(ボックス蓋含む)、警告看板等を設け、地域の安全を確保すること。	・安全施設は、修繕が急がれるものです。転落事故などの危険が予見される箇所には、フェンスや蓋などを設置したり、警告看板を設けたりして、地域の安全を確保すること重要です。

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
研修	機能診断・補修 技術等の研修	153	<input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	機能診断・補修技術等に関する研修について、活動期間内に1回以上受講する。
		154	<input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	・対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	
		155	<input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。	

(2)農村環境保全活動

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
	テーマ				
計画策定	生態系保全	156	<input type="checkbox"/> 生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を 毎年度策定 する。
	水質保全	157	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		158	<input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	景観形成・生活環境保全	159	<input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	160	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		161	<input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
資源循環	162	<input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。		

地域活動指針		取組 番号	取組	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	テーマ					
啓発・普及	共通	163	<p>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】</p> <p><input type="checkbox"/> 広報活動</p>	<p>『広報活動』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの理解を得るためにパンフレット等の作成・頒布、看板等の設置を行います。他にもポスター、機関誌、ビデオ等作成して紹介したり、市町村の広報誌へ情報提供を行い行政が作成するパンフレット等でPRすることも考えられます。 	<p>選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
		164	<p>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】</p> <p><input type="checkbox"/> 啓発活動</p>	<p>『啓発活動』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家から新たな情報、幅広い知識等を吸収するため定期的に勉強会を開いたり、集落の寄り合い等に専門家を招き意見を聞くなどして自主的に知識の向上に努めます。 	
		165	<p>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動</p>	<p>『地域住民等との交流活動』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家、非農家にかかわらず多くの人に関心を持ってもらうよう交流活動を行ったり、専門家や地域に詳しい人に参加、指導をしてもらい地域の動植物や歴史、文化や暮らし等について地域への理解を深める自然観察会を実施します。 	
		166	<p>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】</p> <p><input type="checkbox"/> 学校教育等との連携</p>	<p>『学校教育等との連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地を遊びと学びの場として活用することにより農用地と水路等の農業用施設への理解を深めてもらうため「田んぼの学校」を開催します。 ・田んぼの生き物調査や農業、農村が持つ重要性や働きを伝えるため将来を担う子供たちへの出前講座を実施します。 ・遠足の間、写生の間、田植えなどの体験学習の場の提供を行います。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組 番号	取組			
	テーマ				
啓発・普及 共通		167 【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携	『行政機関等との連携』 ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。	・市町村が田園環境整備マスタープランを取りまとめる際に、農作業や集落活動で得られた自然環境データを提供することにより、市町村の範囲全域の詳細な環境情報や地域の課題や将来的な地域のあり方について、田園環境整備マスタープランの内容に反映されます。	
		168 【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め	・農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。	・地域においては、草刈り、泥上げ等の農地維持活動に関して独自の取り決めをします。例えば、〇〇水路の泥上げは4月第1土曜日に行うといった时期的なもの、上げた泥は〇〇で処分するといった活動の内容に関するもの等があります。	
実践活動 生態系保全		169 <input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握	・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	・地域に生息、生育する動植物を調べ、リストにまとめるほか生物の分布図を作成して確認地点を記録します。これにより、地域の中で生態系豊かな場所が明らかになり保全のための資料になります。生物分布図から生物多様性保全の活動をどの地点で行えばよいか等を判定する場合は、有識者に相談することが望ましいです。	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を 毎年度1つ以上実施 する。
		170 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	・地域において保全する生物(主に魚類)の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	・ワンド(入り江や川のよどみ、淵)の設置、石積・多孔コンクリートによる護岸の整備 石積みによる護岸は、玉石等を積み上げて作ります。水の流れが遅い場所と速い場所が形成されるため、多様な生物が棲めるようになり、また、石の隙間は魚の退避場所になります。 ・水路の段差を小さくし、魚が往来できるように魚道設置を行いません。 ・断面が2層構造になった水路や、ほ場整備の残地等を利用して、人工の池をつくり、魚等が棲めるようにします。 ・農道の下を動物が安全に通れるように、また、水路をまたぐ板や道路の上をわたる吊り橋等、動物の移動経路を確保するためのいろいろな配慮施設が考えられます。	

地域活動指針		取組番号	取組	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	テーマ					
実践活動	生態系保全	171	□水田を活用した生息環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休耕水田、遊休農地等に湛水することによりビオトープとして、魚類、両生類、昆虫類等の生息・繁殖場所として機能するようにします。 ・非かんがい期は、特に冬の渡り鳥が飛来する季節にあたります。これらの鳥が湿地の代わりに休息地や餌場として利用できるように水田に湛水します。 ・遊休農地を利用して、鳥の餌等となる穀物等を作ります。また、稲刈り後に生える二番穂が生じたままにしておき、鳥の餌にすることができます。 	
		172	□生物の生活史を考慮した適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に、卵や幼虫・幼生の時期は環境の変化に弱く、この時期に草刈りや水路の泥上げ等人為的な活動を避けるだけで、生態系保全の活動として十分な効果があります。 	
		173	□放流・植栽を通じた在来生物の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 ・デコイ(鳥の模型)や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる生き物は、一般的に対象地域の農村に以前から生育・生息している動植物で、鳥類(ツル等)、魚類(めだか、ニゴロブナ等)、昆虫類(ホタル等)、植物(ヒガンバナ等)があげられます。極端に多く育成することは避け、過去の生息・生育状態を参考にすることが必要です。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件		
活動項目	取組 番号	取組					
						テーマ	
実践活動	生態系保全	174	□外来種の駆除	<p>・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。</p>	<p>・外来種は、できるだけ駆除することとします。その方法は、魚では、漁具による捕獲、繁殖抑制、ため池等の水抜き等があります。植物の場合は、時期を変えて数回刈り取ることが効果的です。なお、農村地域によく見られる外来種として、通称ブラックバス、ブルーギル、ホテイアオイ等があげられます。</p>		
		175	□希少種の監視	<p>・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。</p>	<p>・希少種は、餌となる生物がいなくなったり、外来生物との競争に負けてしまうこと等により減少するほかに、盗掘、密漁、乱獲等、人の影響を受ける場合があります。このため、日頃の水路等の管理の他に希少種を守る活動は非常に大切なことです。</p>		
	水質保全	176	□水質保全を考慮した施設の適正管理	<p>・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>・水生植物による植生浄化施設(水路、ため池、浄化池に設置) ヨシやガマ等の水生植物を群落として植栽・維持管理することにより、植物に付着する微生物や植物そのものが水中の窒素等を吸収します。</p> <p>・木炭等による浄化施設 微小な孔がたくさんあいている構造(多孔質態)の木炭やカーボンファイバー等を利用して水質浄化を図ります。木炭等の微小な孔部に微生物が付着し、その働きで水質が浄化されます。</p>		<p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質保全を考慮した施設の適正管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
		177	□水田からの排水(濁水)管理	<p>・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊(懸濁)物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>・用水量と排水量の削減 代掻き前の入水量の調整を念入りに行い、代掻き、田植え時期の強制排水は避け、水田からの排水を可能な限り減らします。さらに、こまめな水管理の実施や自動給水栓の設置により適正なかん水を行なうことにより、不要な排水量を減らします。排水量の削減により、濁水だけでなく、窒素やリン等の富栄養成分の流出の削減にも効果があります。</p>		

		地域活動指針		活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	テーマ	取組 番号	取組			
実践活動	水質保全	178	<input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。	・循環かんがいを実施することにより、窒素、リン等の地域外への流出負荷が削減されます。	
		179	<input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水	・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。	・施設の維持管理体制や安全上の対策等に十分に配慮しながら、地域住民と関係機関の合意を図りつつ、非かんがい期における通水を実現することにより、水路やその周辺の生物が保全されたり、水質改善や悪臭防止、水辺の良好な環境を実現することが期待されます。	
		180	<input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理	・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	・目視、パックテスト等の簡易な方法 目視による方法やパックテスト等により、低コストで簡便に観測することができます。あまり、高い精度は期待できませんが、経時的な変化を検討するためには有効な方法です。 ・水生生物調査 水路等に棲む生物を手がかりとして、水質の程度を判定する方法です。30種の指標生物について、確認できた数を一定のルールで集計し、水質を区分します。	
		181	<input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	・畑からの濁水等の流出を抑制するために設置した林地帯は、枝払いや、捕植、下草刈り等を行い、根茎が深く広く発達し、林地の地表にも適度に陽光が届き、木々の下層に草本が生えているような状態に維持管理をします。	
		182	<input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜樹の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	・沈砂池に土砂がたまった場合は、エンジン付小型運搬車や手押しの一輪車を使い、土砂を搬出します。必要に応じて堤体法面等の搬出経路になる場所に、ラダーレール(渡し板)や幅広の板等を設置します。	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
テーマ						
実践活動	水質保全	183	<input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	<p>・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <p>・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策(マルチ、敷きわら、植物の植栽等)を行い、適正な維持管理を行うこと。</p>	<p>・畑地周辺、水路沿い等に植物を植え、グリーンベルトを形成し、その補植、生育管理、グリーンベルトに用いた種以外の草刈り等を行いません。グリーンベルトに用いる植物には、樹木や草本があります。</p>	
		184	<input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全	<p>・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。</p>	<p>・農地集積の進展や、過疎化・高齢化・混住化の進展等により、水管理が粗放化し、溢水等、地域で水に関する問題が発生している場合、またはその恐れがある場合、末端ゲート、バルブ、給水栓又は取水口の自動化等を図り適正な水管理を行いません。</p>	
	景観形成・生活環境保全	185	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理	<p>・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。</p> <p>・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。</p> <p>・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。</p>	<p>・生活用水としての利用 収穫した野菜の泥落とし等で農業用水を利用します。</p> <p>・防火用水としての利用 農業用水は、水路に堰板を入れることで水路の水を一時的に堰上げて小形ポンプを利用することで集落の火災に際しての初期消火の用水として重要な役割を果たします。</p> <p>・景観や水辺空間としての利用 ため池周辺や農業用水に沿った遊歩道が憩いの場として利用されたり、水辺の景観が集落の良好な景観形成の役割を果たすこともあります。</p>	<p>選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、農業用水の地域用水としての利用・管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>

地域活動指針		取組 番号	取組	活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	テーマ					
実践活動	景観形成・ 生活環境保 全	186	□景観形成のための施設への植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地(畦畔、防風林含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・景観形成のために、水路等に水生植物(花き等)を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔等農業用施設への景観植物の植栽等 農道沿いへのコスモスの植栽、用水路沿いや水路の内への花壇設置、水路の法面への景観植物の植栽などがあげられます。 ・木材チップの使用等景観に配慮した活動 農業農村整備事業を計画・実施する際は、農道の歩道部分に木材チップを使用する等景観に配慮した整備が行なわれる場合があります。このような、景観形成のための施設は、施設管理者、農家を含む地域住民が共同で、維持管理を行なう必要があります。 	
		187	□農用地等を活用した景観形成活動	<p>【農用地等を活用した景観形成活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋(使用されなくなった農具小屋等)の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 <p>【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観は、家屋(廃屋を含む)・建造物等の各種施設と水田、畑地、林地等で構成されています。各種施設は、周囲と違和感がある場合や、老朽化が著しい場合は、良好な農村景観の形成の阻害要因となります。これらの阻害要因を取り除くことにより、良好な景観が形成されます。 ・景観植物の例としては、コスモス、ひまわり、アブラナ、マリーゴールド等があります。 農村の景観は個人の努力だけでは維持することがむずかしいため、地域の住民が協力して行なうことが必要です。このような取り組みの中で、農用地や農村の荒廃を防ぐことができます。 	

		地域活動指針		活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	テーマ	取組 番号	取組			
実践活動	景観形成・ 生活環境保 全	188	□伝統的施設や農法の保全・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的施設の保全 歴史的な価値のある農業施設は、ダム、橋梁、分水工、水車等大小様々なものがあります。 ・棚田の石垣法面の管理 良好な棚田景観を保全していくためには、機械による作業が難しい石垣法面の除草等の手入れを行っていく必要があります。 ・伝統的農法の実践を通じて農村特有の景観形成 はさ掛け等の伝統的農法の実践を通じて農村特有の景観が形成されますが伝統的施設の保全や伝統的農法の実践は、地域の住民の十分な合意の上で取り組むことが大切です。 	
		189	□農用地から風塵の防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地からの風塵の軽減には、並木等の設置・管理や裸地とならないように農用地へ植栽する方法がります。風塵の軽減のために設置する並木は、管理が不十分だと逆に阻害要因となるため、剪定作業等の適正な維持管理が必要です。 	
		190	□施設等の定期的な巡回点検・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 ・冬期間の積雪時に、地域の重要な通行の場となっている農道及び作業道として利用している農道について、除雪を行うこと。 ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段(犬走り)の設置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検・清掃 農用地、水路、ため池等を複数で定期的に見回ります。巡回点検の結果ゴミ等が確認された場合は、地域内で計画し、清掃活動を行います。 ・畦畔法面等への小段(犬走り)の設置 地域で畦畔等の状況や管理作業が困難な箇所を把握し、設置箇所、小段幅について話し合い、丁張等に合わせて掘削もしくは盛土を行いません。必要に応じて専門業者等の指導を受けるなど適切な工法で施工します。 	

地域活動指針			活動内容	活動の主な内容 (何をすればいいのか)	活動要件	
活動項目	取組 番号	取組				
	テーマ					
実践活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	191	□水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水口に排水調整板を設置する方法 排水口に排水調整板を入れ、排水管の口径を小さくすることにより、水の流れを遅れさせることができます。また、排水止水板を設置し、貯留量を調整することもできます。 畦畔の高さを上げる方法 畦畔をかき上げすることにより、貯留量が増加し、水の流出を遅らせることができます。 	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を 毎年度1つ以上実施 する。
		192	□水田の地下水かん養機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水が下流域への用水供給源となっている地域において、耕作後に水田湛水したりして、かん養機能向上を図ります。 	
		193	□水源かん養林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部にある水源かん養林の恩恵を受ける地域において、かん養林の適切な保全管理を行う活動です。 	
	資源循環	194	□地域資源の活用・資源循環のための活動	<p>【有機性物質のたい肥化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 <p>【農業用水の復元利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を回復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ等の有機性資源のたい肥化 生ゴミの水分をよく切り、悪臭や害虫の発生を抑制します。適宜混ぜて空気を入れることにより発酵が促進されます。 刈り草等のたい肥化 1ヶ所に集め、積み重ねていっただけでも時間が経てばたい肥になりますが、水分が過剰になると嫌気性微生物が増殖し、良好なたい肥とはならないため、好気性微生物が増えるような条件を整えることが大切です。 汚泥のたい肥化 汚泥は、下水処理場や集落排水施設等で主に発生するのでこれらの施設から収集することになります。汚泥を収集し、たい肥として利用する際には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」が関係するので、市町村へ相談してください。 	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環のための活動を 毎年度実施 する。

地域活動指針				活動の主な内容(何をすればいいのか)	活動要件
活動項目	取組番号	取組	活動内容		
多面的機能の増進を図る活動	195	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	・遊休農地の保全・解消のため、景観植物の栽培、町内児童・父兄の収穫体験や小学生の栽培、体験学習等で遊休農地を利用します。	任意の取組とし、 実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施 するとともに、広報活動を毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「 中間農業地域 」若しくは「 山間農業地域 」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、 広報活動(201)の実施を必ずしも求めるものではない。なお、平成28年度までに多面的機能の増進を図る活動を含んだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。
	196	<input type="checkbox"/> 農地周りの共同活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	・熊やアライグマ等の害獣から、農作物、地域の生活環境を守るため、農地周りのヤブの伐採、害獣の繁殖場となる空き家の見回り等を行いません。	
	197	<input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	・土木作業経験者を中心に、地域住民が農業用施設の補修を行いません。また、補修技術を専門業者等から習得し、共同活動の場で地域住民に普及します。	
	198	<input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	・大雨時に、水田の排水口の堰板を10cm上げるなどの取組を地域全体で実施します。また、下流河川での浸水被害を軽減するため、台風等の大雨が予想されるときは予めため池の水位を下げおきます。	
	199	<input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び3に定める活動を実施する対象組織が対象)	・集落営農組織やNPOとも連携し、水質保全のための水田からの濁水防止や節水管理、景観形成作物の栽培、水田への魚道設置、子供たちの環境学習等、多様な主体の参画による活動を展開します。	
	200	<input type="checkbox"/> 医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。	・農業への関心を高める取り組みとして障がい者特別支援高等学校と連携し、生徒の職業訓練として地域の農業者が使用する苗作り作業等を行なってもらいます。	
	201	<input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	・市外、県外の子供たちと地元の老人会や子供会を交えた田植え交流会を開催します。地域の伝統芸能である「花田植え」を行い、その練習や話し合いを通じ、世代間の交流や地域のつながりを深めます。	
	202	<input type="checkbox"/> 広報活動	・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。	・原則として、農村環境保全活動の広報活動とは別に実施します。(例えば、1つの広報誌でページの異なる2箇所に分けて各々掲載をするなど明確な違いが必要です)	

※『農村環境保全活動の幅広い展開』の内容にある「3に定める活動」については、「高度な保全活動」を指します。具体的な内容については、市町村等に問い合わせてください。